

院外処方せん疑義照会簡素化プロトコル合意書

独立行政法人国立病院機構盛岡医療センターと

(保険薬局名称) _____ は、院外処方せんにおける疑義照会の運用について、下記の通り合意する。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように十分説明の上、同意を得てから行うものとする。

記

① 院外処方せんに関する個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

「盛岡医療センター院外処方箋疑義照会簡素化プロトコル」(別紙)に挙げる疑義照会不要例については、薬剤師法第23条第2項に規定する医師の同意が包括的になされているものとして、個別の処方医への同意確認を不要とする。

(参考：薬剤師法第23条)

1. 薬剤師は、医師、歯科医師又は獣医師の処方せんによらなければ、販売又は授与の目的で調剤してはならない。
2. 薬剤師は、処方せんに記載された医薬品につき、その処方せンを交付した医師、歯科医師又は獣医師の同意を得た場合を除くほか、これを変更して調剤してはならない。

② 運用開始について

202 年 月 日から運用を開始する。

③ 合意の解除及び内容の変更について

合意の解除及び内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

(施設住所・名称・代表者)

202 年 月 日

住所：〒020-0133 岩手県盛岡市青山1丁目25-1

名称：独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター

代表者：院長 篠崎 毅

印

202 年 月 日

住所：

名称：

代表者：

印